

令和6年度包括外部監査 総括意見一覧

| No. | R6報告書掲載頁 | 総括意見の概要 | 総括意見の詳細 | 措置状況 | 対応方針 |
|-----|----------|--------------------|--|------|---|
| 1 | 11 | 措置状況のステータス管理 | 措置状況の記載内容別にステータス管理を行い、「措置済み」若しくは「不措置」となるまで、継続的に措置状況を公表すべきである。 | 措置済 | 令和7年度より、措置状況のステータス管理を行い、措置状況を公表している。 ※ステータス管理…意見・指摘の措置状況を「措置済」、「不措置」、「検討中」の3種類に分けて管理すること。今後は、措置状況が「措置済」または「不措置」となるまで継続して進捗報告を行う。 |
| 2 | 12 | 「不措置」の取扱いに関する周知徹底 | 監査人の意見に対応しないとする「不措置」の取り扱いについて周知すべきである。 | 措置済 | 指摘・意見への措置状況を各所属に照会する際に、合理的な理由があれば「不措置」とすることも可能である旨周知した。 |
| 3 | 12 | 外部団体に対する指導結果の記載 | 外部団体に対する指摘又は意見については、外部団体へ「指導した」との記載が多くみられた。指導した結果まで記載すべきである。 | 措置済 | 庁内通知にて、外部団体への指導については指導結果まで記載するよう周知徹底を図った。 |
| 4 | 12 | 措置状況公表前のチェック体制の整備 | 措置が包括外部監査人の指摘・意見に対して適切か、記載内容が事実に基づいたものなのか等、公表前のチェック体制をこれまで以上に充実させるべきである。 | 措置済 | 令和7年度より、措置が包括外部監査人の指摘・意見に対して適切か、記載内容が事実に基づいたものなのか等について事務局である総務課において確認することとし、措置済の回答についてはその証拠となる資料の提出を受ける取扱いとした。 |
| 5 | 13 | 措置対応に関するマニュアル等の整備 | 措置対応に関する実施事項について、内部のマニュアルや手順書等を整備するよう検討を望む。 | 措置済 | これまでは、担当者による引継のみであったが、業務の年間スケジュール手順表を作成した。今後は、当該スケジュールをベースにマニュアルを充実させていく。 |
| 6 | 13 | 未利用となっている県有財産の情報公開 | 令和2年度に利活用されていなかった未利用財産は、今回の包括外部監査においても、状況に変化のないものが多かった。 未利用となっている県有財産を公表し、売却や利活用の促進を検討することが望まれる。 | 不措置 | 未利用県有財産のうち、利活用予定の無い遊休地については、売却の準備が整ったものから、一般競争入札により、売却している。 それ以外の未利用県有財産は、境界未確定や利用に制限があるものが多く、売却処分等が難しく、現時点で公表の予定はない。 |
| 7 | 14 | 県有地無断利用状況への対応早期化 | 県有地の無断利用について法的措置移行タイミングを逃さないよう、管理体制を整備することが望まれる。 | 措置済 | 所管課が無断利用を確認した場合、所管課からの相談に応じ、状況確認したうえで、法的措置が必要な状況に至っている場合であれば、法律専門家と協議するようアドバイスすることとしている。 |
| 8 | 14 | 外郭団体を介した民間への貸付の実施 | 農業開発公社は土地改良区に対して河北潟農地保全円滑化事業貸付金を有している。 農業開発公社だけでなく、外郭団体を介した民間への貸付の実行が望ましいとは言いがたい。今後、同様の対応を行わないよう留意すべきである。 | 検討中 | 庁内で検討中 |

令和6年度包括外部監査 指摘・意見一覧

| No. | 区分 | 当初指摘年度 | R6報告書掲載頁 | 事業名・内容 | 前回措置状況（公表済） | 指摘等の概要 | 指摘等の詳細 | 現在の措置状況 | 措置状況の詳細 | 担当部 | 担当課 |
|-----|----|--------|----------|---------------------|---|--|---|---------|---|--------------|--------------|
| 1 | 指摘 | R2 | 110 | 公有財産台帳価格改定要領に基づく取扱い | 特殊事情等による価格の修正が必要と判断された場合には、適切に価格修正を行う。 | 要領に基づいた運用がなされていない | 温度を一定に保つ機能が失われている温室は、「老化等により著しく不相当であると認められるとき」に該当すると考えられることから、石川県公有財産価格改定要領に基づき、現状に応じた価格修正が必要であると考えられる。 | 検討中 | 価格の改定にむけて、関係部局と調整中 | 農林水産部 総務部 | 生産流通課 管財課 |
| 2 | 指摘 | R3 | 155 | ルビーロマンブランド推進費補助金 | 仕入れ税額控除の有無に関わらず、補助金交付要領において、補助金の額を算定するに当たり、消費税等仕入れ控除税額を控除する旨を明示することとした。 | 引継が適切に行われず、措置状況に記載されたことを実施していない。また、通知に反した状況となっている。 | 措置状況では、仕入税額控除の有無に関わらず、補助金交付要領において、消費税額等仕入れ控除税額を控除する旨を明示すると記載しているが、引継が適切に行われず、対応していなかった。また、令和5年3月31日付け総務部長通知「補助金に係る事務の適正な執行の徹底について」（財第288号）の通知に反した状況となっている。 | 措置済 | 令和7年度より、事業実施要領において、消費税額等仕入れ控除税額に係る取扱いに関する規定を設けることで対応した。 | 農林水産部 | ブランド戦略課 |
| 3 | 指摘 | R4 | 165 | 干拓地内生産団地整備事業資金貸付金 | 当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。 また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。 | 貸倒引当金が計上されていない | 平成13年度、平成23年度、令和4年度と過年度の包括外部監査人は、干拓地内生産団地整備事業貸付金の評価という視点で、貸倒引当金の設定方法の検討を求めているが、これまで対応がなされていない。公社は酪農家に対する債権に対し、金融商品会計基準28.の貸倒見積高の算出方法や実務指針を確認したうえで、貸倒引当金の設定方法を定め、貸倒引当金を計上すべきである。 | 検討中 | 貸倒引当金の計上について、専門家に相談しながら検討中。 | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |
| 4 | 指摘 | R4 | 169 | 干拓地内生産団地整備事業資金貸付金 | 当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を11年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。 また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。 | 時効で消滅している県の公債権の処理 | 県が有する公債権は消滅時効に必要な期間が経過した時に、債権が消滅する（自治法第236条）が、30年ほど前に時効が完成し、消滅した公債権7,265千円が県の歳入歳出決算書上、「収入未済額」として計上されたまま繰り越され続けている。 公債権が時効で消滅した場合に、不納欠損処理をいつ行うかの明確な定めはなく、担当課の判断で行われているとのことであり、規定等に反した対応ではないが、消滅した債権を、歳入の可能性のある「収入未済」として繰り越し続ける対応が適切とは言えず、社会通念上著しく適正性を欠く事項であると判断した。不納欠損処理すべきである。 | 検討中 | すべての債務者は公債権と私債権にわかれており、私債権と合わせて不納欠損処理を検討することとした。（債務者が死亡しすべての相続人が相続放棄するなど、回収が困難となった場合に相続財産清算人を選任し不納欠損処理を行うことを検討） | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |
| 5 | 指摘 | R4 | 173 | 河北潟農地保全円滑化事業貸付金 | 土地改良区が抱える債権（負担金）は土地に付随したものであり、通常の債権より貸倒リスクが低く、また、農家から土地改良区へは毎年償還があり、現在、県への償還分に充てている。今後、県・土地改良区と協議し適切な改善策を検討してまいりたい。 | 貸倒引当金が計上されていない | 公社の有する土地改良区に対する債権は貸倒懸念債権に分類されると考えられるため、支払い能力を判断するための情報収集を行いながら、貸倒引当金の算定方法を検討し、最善の見積もりを行った上で、貸倒引当金を計上すべきである。 | 検討中 | 貸倒引当金の計上について、専門家に相談しながら検討中。 | 農林水産部 | 農業基盤課 |
| 6 | 意見 | H30 | 23 | いしかわ結婚推進支援事業費 | いしかわ結婚推進支援事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定し、年度末に達成状況の確認、効率性の評価を行うこととした。 | 目標設定の精緻化及び適切な評価の実施 | いしかわ結婚支援推進事業に係る業務委託執行結果報告書の各項目を確認した結果、目標を達成していたり、目標と実績が大きく乖離しているにも関わらず次年度の目標を見直していないなど、目標設定について、実態・状況を反映して改善、精緻化を図るべきと考えられる事項が発見された。 目標設定の精緻化を図るとともに、目標に対する適切な評価がなされているか確認する必要がある。 | 措置済 | 年度末に財団との打合せの機会を設け、達成状況の確認、効率性の評価を行うとともに、エンゼルプランの目標数値や前年度実績を踏まえて目標を設定することとした。また、打合せ記録を保存することとした。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----------------|---|-------------------------|---|-----|--|-------|---------|
| 7 | 意見 | H30 | 46 | 女性ジョブサポートいしかわ | 年度ごとの目標数値を設定し、目標数値に対する効果測定及び効率性の検討を行うとともに、目標達成のためより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うこととした。 | 随意契約における目標・評価指標の見直し検討 | 結婚・出産等を機に一度退職したが、再就職を希望する女性の再就職支援委託事業について、現在の評価指標である「女性の就業率」は、随意契約先の活動（支援施策）のみで影響を与えられる指標ではなく「随意契約を締結している事業」を評価する指標としては適した指標ではないと考えられる。随意契約先に依頼している事業内容に適した目標設定を行った上で、評価を行うことが望まれる。 | 措置済 | 指標を「女性の就業率」から、「女性ジョブサポート石川からマザーズハローワークへの誘導者数」とすることとし、R7年度の目標を433人と定めた。 ※参考 R6年度の「女性ジョブサポート石川からマザーズハローワークへの誘導者数」（実績）380人 | 商工労働部 | 労働企画課 |
| 8 | 意見 | H30 | 47 | 産休等代替職員設置事業費補助金 | 補助事業者の標準的な申請期間に鑑み、現実的に提出可能な期限となるよう、実施要綱の見直しを検討することとした。 | 要領の見直し検討 | 産休や病休は予め想定できない場合もあるため、「概ね任用しようとする日の2ヶ月前の日」では所定の提出期限が順守されない可能性が高くなったということではなく、再度よりよい改正を行うよう検討を望む。 | 措置済 | 要綱を見直し、産休の場合の申請期間について、「任用しようとする日の2ヶ月前の日。ただし、特別の事情がある場合は、任用決定後遅滞なく」とし、提出期限が順守されるよう改正した（R7.4.1付）。なお、病休にかかる申請についてはR3改正にてすでに措置済みである。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |
| 9 | 意見 | H30 | 23 | いしかわ結婚推進支援事業費 | いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定し、年度末に達成状況の確認、効率性の評価を行うこととした。 | 事業の評価に関する資料の作成 | 事業の評価を行っていることが分かる資料がないため、何らかの資料を残すことが望まれる。 | 措置済 | 年度末に財団との打合せの機会を設け、達成状況の確認、効率性の評価を行うとともに、エンゼルプランの目標数値や前年度実績を踏まえて目標を設定することとした。また、打合せ記録を保存することとした。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |
| 10 | 意見 | H30 | 52 | 多世代交流拠点運営事業費補助金 | 市町や団体等に対する見学等の受入など、市町等との連携については以前より実施しているところではあるが、より強化していく。また、見学等の受け入れについては、補助金交付先に対し事業実施報告書へ記載を指示した。 | 視察の受入に関する詳細な記載の指示 | 財団からの事業実施報告書に記載されている「視察の受入」に関して、多世代交流拠点運営事業がモデル事業であることを意識した詳細な報告を求めるべきである。 | 措置済 | 「視察の受入」に関して、補助金交付先に対し実績報告書への詳細な記載を指示し、了承を得た。 （R6実績報告書については、「視察の受入」自体がなかったため無記載） | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |
| 11 | 意見 | H30 | 54 | 多世代交流拠点運営事業費補助金 | 多世代交流を展開するために必要となる課題やニーズを市町等と情報交換を行い、しあわせのいえにおける取組の充実を図り、その成果や課題に対する対応等を整理し、次期エンゼルプランの計画期間に市町における多世代交流の取組が広がるよう、しあわせのいえでの取組を情報発信していく。 | 目標設定及び成果評価の実施と事業継続の可否検討 | 「しあわせのいえ」の事業目的に応じて毎年目標を設定し、成果の評価を行うべきである。事業目的が事業開始時から変わっていないのであれば、事業継続の可否を検討すべきである。 | 措置済 | 「しあわせのいえ」の事業目的については、「地域の子育て支援機能を強化するモデルとなる取組の発信」及び「子育て家庭の精神的不安の解消」であり、特に「子育て家庭の精神的不安の解消」については、定量的に測れる成果を求めるものではなく、行政では対応が困難な柔軟できめ細やかな子育て支援を、今後も本事業を通じて継続していくことが必要であるため、本事業を継続すべきと判断した。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|--------------------|--|------------------------|--|-----|---|-----------|---------|
| 12 | 意見 | H30 | 55 | いしかわ子ども交流センター管理運営費 | 3館の運営は、全県で子育て支援事業を実施し、プラネタリウム投映にも専門知識を有する公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の経験が不可欠であり、プロポーザル形式ではなく、随意契約を継続することが合理的と考えている。 業務の執行に関しては、県子ども政策課長、財団専務理事、子ども交流センター長とで構成する「三者会議」を開催し、当該会議の場において、当該事業が、年々有効かつ効率的に実施されるよう、毎年、業務に関する目標を設定し、実績や改善点等の報告を求めるとした。 | 資料への数値目標の記載 | いしかわ子ども交流センターについて、入館者数の数値目標を設定しているとの回答を得たが、当該数値目標について事業計画や議事録等の資料への明記はなされていない。 三者会議の資料等に数値目標を記載することが望ましい。 | 措置済 | R6年度第2回三者会議より、三者会議資料に各館の入館者数の数値目標を明記することとした。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |
| 13 | 意見 | H30 | 26 | いしかわ結婚推進支援事業費 | いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「認定企業の情報交換会参加企業数」を設定した。 | 目標設定の精緻化及び適切な評価の実施 | 企業による結婚支援の取組促進事業の成果指標のうち、「従業員向けライフプラン講座の延べ参加者数」の成果指標について、目標と実績に大きな乖離がある状況が継続している。 目標設定の精緻化を図るとともに、目標に対する適切な評価がなされているか確認する必要がある。 | 措置済 | 年度末に財団との打合せの機会を設け、達成状況の確認、効率性の評価を行うとともに、エンゼルプランの目標数値や前年度実績を踏まえて目標を設定することとした。また、打合せ記録を保存することとした。 | 健康福祉部 | 少子化対策監室 |
| 14 | 意見 | R1 | 81 | 備品の管理（石川県銭屋五兵衛記念館） | 当該施設において保管する物品について帳簿により管理するとともに、別途契約により県が無償貸付している県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報するよう指導した。 | 措置対応が一部未了 | R元年度に受けた意見された事項のうち一部（「物品実査の実施証跡を残す」という意見）への措置対応が完了していなかった。 | 措置済 | 物品実査に当たっては確認時に手書きした際の資料など実査が確かにされていると一目でわかる書類を保管するようにした | 文化観光スポーツ部 | 文化振興課 |
| 15 | 意見 | R2 | 97 | 土地の無断利用対策（犀川廃川敷地） | パトロール（令和2年12月、令和3年9月に実施）にて、駐車車両の所有者に無断利用を行わないよう注意を促した。また、令和3年8月、定期的なパトロール等にて無断利用等がないか随時状況確認を行うよう、各土木事務所に通知した。 | 県有地の無断利用防止措置の必要性の検討 | 定期的にパトロールを実施し、売却交渉を進めるなど問題解決に向けて努力しているが、現在まで解決に至っていない。 R6年度中に解決しない場合は県有地にロープを張るなど、無断利用の防止措置等をとるべきである。 | 措置済 | 弁護士及び市道管理者の金沢市に再確認したところ、袋小路の当該土地は、法的な「道路」に位置づけられるため、人及び車の通行や駐車車を妨げる管理はできないことが判明。県では今後、定期パトロールによって「道路」とは異なる使用がなされていないかを確認することとなる。なお、当該土地の市道への移管を金沢市に打診したが、規定を満たさず不可との回答であった。 | 土木部 | 監理課 |
| 16 | 意見 | R2 | 97 | 土地の無断利用対策（犀川廃川敷地） | パトロール（令和2年12月、令和3年9月に実施）にて、駐車車両の所有者に無断利用を行わないよう注意を促した。また、令和3年8月、定期的なパトロール等にて無断利用等がないか随時状況確認を行うよう、各土木事務所に通知した。 | 新たに確認された無断利用に対する措置の必要性 | 現地確認の結果、土地Aの隣接土地（県有地）についても新たに無断利用が確認された。 新たに確認された無断利用についても適切に対応すべきである。 | 措置済 | 同上 | 土木部 | 監理課 |
| 17 | 意見 | R2 | 98 | 犀川廃川敷地の売却交渉 | 隣地所有者と売却交渉中。 | 措置対応が未完了 | 令和6年度現在、令和6年度中の売却に向けて交渉が継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。 | 措置済 | R7.1.17 隣接地所有者と土地売買契約締結済。 | 土木部 | 監理課 |
| 18 | 意見 | R2 | 99 | 廃道敷地の売却交渉（金沢市北袋町） | 令和3年7月、隣地所有者との売却交渉を再開した。 | 措置対応が未完了 | 令和6年度現在、令和6年度中の売却に向けて交渉が継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。 | 措置済 | R8.2.27 売買契約締結済。 | 土木部 | 監理課 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|------------------------------|--|-----------------------|---|-----|---|---------|---------|
| 19 | 意見 | R2 | 107 | 紀の川廃川敷地の処理方針 | 市有地との交換も含め、珠洲市と処理方針を協議している。 | 措置対応が未完了 | 紀の川廃川敷地に関する珠洲市と協議は継続している状況とのことであり、措置対応が完了していない。 | 措置済 | 珠洲市からは、土地購入への予算措置ができない旨の回答を得ており、措置済。 | 土木部 | 監理課 |
| 20 | 意見 | R2 | 116 | 中宮温泉野営場の廃止・継続検討 | 野営場については、白山国立公園の集団施設地区内にあり、当該地区内の施設については、国による三位一体改革以降、順次、環境省が施設整備を実施している。このことから、野営場の廃止・継続等の検討については、引き続き環境省の意向・計画を踏まえた上で、慎重に判断することとしたい。 | 措置対応が未完了 | 令和6年度現在、未だ廃止・継続等の検討を行っている状況とのことであり、措置対応が完了していない。 | 検討中 | 現在、白山の魅力向上に向けた検討を行っているところであり、野営場の廃止・継続については、検討の結果を踏まえて、環境省とも協議をしながら判断することとしている。 | 生活環境部 | 自然環境課 |
| 21 | 意見 | R2 | 118 | 旧津幡警察署職員公舎13号の境界確認 | 令和3年度に、法務局と相談し、境界確認の手続きを進めていたが、境界確認に至らなかった。引き続き、管財課や法務局とも相談し、対応を検討する。 | 法的措置による境界確定の検討 | 旧職員公舎の土地について、現地の周辺は住宅地であり、境界確認が完了すれば十分に売却の見込みがあると思われる。これまでの交渉状況に鑑みれば、法的措置による解決を検討すべきである。 | 検討中 | 引き続き、法務局とも相談し、対応を検討する。 | 警察本部警務部 | 会計課 |
| 22 | 意見 | R2 | 87 | 土地開発基金の必要性の見直し | 今後、土地の価格上昇の可能性は低いとしても、機動的な土地取得の必要性がなくなるとは言えず、現時点で廃止や一部処分を判断することは難しい。県の長期的な政策方針を考えていく中で、当該基金の必要性についても適宜見直しを図っていくこととする。 | 土地開発基金の今後の在り方検討 | 土地開発基金の適正な金額水準を算定するよう意見がなされているが、適正な金額水準の算出方法を定めることや、将来の土地需要が予測できないことを背景に、何ら対応が行われていない。担当課において今後の在り方を検討すると共に、必要に応じて財政課へ相談し、対応方針を決定することが望まれる。 | 不措置 | 震災・豪雨対応が最優先されているなか、今後の土地需要予測が困難な状況であるため、現時点で基金の今後の在り方について検討するのは時期尚早と考えている。 | 総務部 | 管財課 |
| 23 | 意見 | R4 | 174 | 一般社団法人石川県農業開発公社の債権管理 | 土地改良区が抱える債権（負担金）は土地に付随したものであり、通常の債権より貸倒リスクが低く、また、農家から土地改良区へは毎年償還があり、現在、県への償還分に充てている。今後、県・土地改良区と協議し適切な改善策を検討してまいりたい。 | 農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施 | 農業開発公社は実質的に債務超過に陥っていることから、県は抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組む必要がある。 | 検討中 | 公社における貸倒引当金の計上（No.5）と合わせ、公社の財務状況、これまで償還に努めてきた農家の公平感等を踏まえて対応を検討。 | 農林水産部 | 農業基盤課 |
| 24 | 意見 | R4 | 176 | 賞与引当金の計上（一般社団法人石川県農業開発公社） | 公社職員の賞与は、支給日の属する年度の県補助金を財源としている。会計年度独立の原則により、県補助金には翌期の支出分が含まれていないため、賞与引当金の計上は適さないものと考えているが、他の方法がないか類似団体の状況を見ながら検討していきたい。 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）の計上 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）を計上すべきである。 | 措置済 | R6年度から賞与引当金（社会保険料見積額含む）を計上している。 | 農林水産部 | 農業経営戦略課 |
| 25 | 意見 | R4 | 178 | 決算書の記入項目（一般社団法人石川県農業開発公社） | 令和4年度から決算書に減価償却累計額を記載した。 | 注記項目の網羅性検討 | 決算書において必要となる注記項目が網羅的に開示されているかの検討が行われていない。注記項目が準拠する会計基準等に従って網羅的に開示されているかの検討を行うべきである。 | 措置済 | R6年度から注記項目を公益法人会計基準に従って記載し、開示している。 | 農林水産部 | 農業経営戦略課 |
| 26 | 意見 | R4 | 187 | 有価証券の取得方針（公益財団法人石川県臓器移植推進財団） | 保有する投資有価証券が償還された後、新規に投資有価証券を取得する際は、複数の銘柄に分散投資することを検討する | 措置対応が未完了 | 過年度の包括外部監査時に意見の対象となった社債の満期日である令和8年9月までに対応方針を検討し、対応方針や対応結果を措置状況として公表すべきである。 | 検討中 | 保有する投資有価証券が償還される令和8年9月までに理事長、副理事長、常務理事、財団事務担当者で対応方針を検討する | 健康福祉部 | 健康推進課 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|--------------------------------------|---|-----------------------|--|-----|--|-------|------------|
| 27 | 意見 | R4 | 188 | 保有する有価証券の信用格付けの報告（公益財団法人石川県臓器移植推進財団） | 令和5年度第1回通常理事会及び定時評議員会において基本財産の運用経過等について、報告した。今後も、理事会及び評議員会において年1回は定期的に報告する。 | 報告事項の漏れ | 移植推進財団運用規程第6条で報告事項として定めている「債券等の個別有価証券の信用格付け」が報告されていなかった。報告を行うべきである。 | 措置済 | 令和7年度第1回通常理事会及び定時評議員会において基本財産で運用している個別有価証券について格付機関の公表する信用格付けを報告した。今後も、基本財産運用規程に定める理事会及び評議員会に対する報告項目は、漏れなく報告する。 | 健康福祉部 | 健康推進課 |
| 28 | 意見 | R4 | 190 | 取締役会開催頻度（株式会社マリパーク内灘） | 意見を踏まえ、取締役会を3か月に1回以上開催することとした。 | 取締役会の開催時期の見直し | 取締役会の開催頻度が、会社法の規定（3か月に1回以上開催）に満たない状況が続いている。 | 措置済 | 意見を踏まえ、取締役会を3か月に1回以上開催することとした。 | 土木部 | 河川課 |
| 29 | 意見 | R4 | 190 | 議事録における署名・記名押印の取扱い（株式会社マリパーク内灘） | 意見を踏まえ、取締役会を3か月に2回以上開催することとした。 | 取締役会議事録における署名又は記名押印 | 会社法第369条第3項において、取締役会議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならないことが定められているが、代表取締役のみ押印しているものが散見された。取締役会議事録は、出席取締役及び出席監査役全員の署名又は記名押印が必要である。 | 措置済 | 意見を踏まえ、取締役会議事録を書面をもって作成するときは、出席取締役及び出席監査役全員の署名又は記名押印をすることとした。 | 土木部 | 河川課 |
| 30 | 意見 | R4 | 192 | 貸倒引当金の計上（株式会社マリパーク内灘） | 過年度未収金については、債務者に催告書を送付するなどして納付を求めているところであり、今後、状況を注視しつつ、必要があれば、貸倒引当金の計上等も含め、適切な改善策を検討してまいりたい。 | 貸倒引当金の計上 | 滞納した年度から長期間経過し、貸倒れとなる可能性が高い債権に対して貸倒引当金が計上されていないため、債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討する必要がある。 | 検討中 | 過年度未収金については、債務者に催告書を送付するなどして納付を求めているところであり、今後、状況を注視しつつ、必要があれば、貸倒引当金の計上等も含め、適切な改善策を検討してまいりたい。 | 土木部 | 河川課 |
| 31 | 意見 | R4 | 193 | 賞与引当金の計上（公益財団法人石川県埋蔵文化財センター） | 当センターは、支給日の属する年度の県委託料で運営している。会計年度独立の原則により、委託料には翌期の支出分が含まれていないため、県委託料等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）の計上 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）を計上すべきである。 | 措置済 | R6年度決算より賞与引当金を計上。R7年度以降についても賞与引当金を計上することで整理済み。 | 教育委員会 | 文化財課 |
| 32 | 意見 | R4 | 167 | 一般社団法人石川県農業開発公社の経営健全化 | 当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。 また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。 | 農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施 | 農業開発公社は実質的に債務超過に陥っていることから、県は抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組む必要がある。 | 検討中 | 公社における貸倒引当金の計上（No.3）と合わせ、公社の財務状況、これまで償還に努めてきた農家の公平感等を踏まえて対応を検討。 | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|---|---|----------------------|--|-----|--|-------|------------|
| 33 | 意見 | R4 | 196 | 特別利害関係のある理事の審議への参加について（公益財団法人石川県デザインセンター） | 今後、法人の理事が取締役を兼務する会社等と取引を行う場合は、利益相反取引と同様、適切に理事会に諮り、承認を得ることとする。なお、令和5年3月の理事会において、令和4年度の当該取引実績及び令和5年度に予定する当該取引について諮り、承認を得ている。 | 特別利害関係のある理事の議案審議参加 | 理事名簿及び理事会議事録を閲覧したところ、特別利害関係のある理事が議案の審議に参加していることが確認された（議決には参加していない）。特別利害関係のある理事は議案の審議にも参加すべきではない。 | 措置済 | R6年度の包括外部監査後の理事会より、特別利害関係のある理事は退席し、議案の審議には参加していない。 | 商工労働部 | 産業政策課 |
| 34 | 意見 | R4 | 197 | 決裁手法の検討（公益財団法人石川県デザインセンター） | 令和5年度から、経理規程に則り、適切な決裁処理を行うこととする。 | 負担軽減策の検討 | 理事長は非常勤であり（別法人の代表取締役）、決裁文書に検印を押すため、理事長が別法人への出勤途中に当財団法人の事務所に立ち寄って押印したり、当財団法人の職員が別法人まで赴いて理事長の検印を得るなどしていることから、検印のために、理事長・職員に少なからず負担が生じていると考えられる。理事長及び事務局の負担軽減策を検討することが望ましい。 | 不措置 | 理事長印が必要な決裁は収入1,000千円を超えるもの、支払が3,000千円を超えるものであり、年間数件程度であること、R7年度に理事長が交替し、新理事長とは頻りに連絡を取り、説明等で合う機会も多いことから、理事長・職員の負担となつてはならず、不処置とする。 | 商工労働部 | 産業政策課 |
| 35 | 意見 | R4 | 199 | 会計システムと決算書の不整合（公益財団法人石川県デザインセンター） | 当センターでは、決算事務において会計システムを補助的に活用しているものであるが、意見を踏まえ、今後、会計システムの各種集計データの更なる活用を図ることとしたい。 | 会計システムと決算書数字の不一致 | 会計システムと開示されている決算書の貸借対照表の数値にズレが生じている。その都度原因を調査し、当該年度で正しく処理すべきである。 | 措置済 | 対応済みであり、貸借対照表の数値のズレは解消している。 | 商工労働部 | 産業政策課 |
| 36 | 意見 | R4 | 200 | 賞与引当金の計上（公益財団法人石川県デザインセンター） | 当センターの賞与（賞与に係る社会保険料含む）は、支給日の属する年度の県補助金で全額財源措置されている。会計年度独立の原則により、補助金には翌期の支出分が含まれていないため、県補助金等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）の計上 | 賞与引当金（社会保険料見積額含む）を計上すべきである。 | 措置済 | R6年度決算から賞与引当金を計上。 | 商工労働部 | 産業政策課 |
| 37 | 意見 | R4 | 168 | 遅延損害金の会計処理（一般社団法人石川県農業開発公社） | 当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。 | 遅延損害金の会計処理 | 金融商品会計基準（注9）では債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。当該基準に沿った対応を行うと遅延損害金について未収計上は行うべきではない。 | 措置済 | 令和6年度決算にて対応済み。 | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|---|---------------|--|-----|--|-------|------------|
| 38 | 意見 | R4 | 168 | <p>税務申告の必要性検討（一般社団法人石川県農業開発公社）</p> <p>当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。</p> <p>また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。</p> | 申告の必要性検討 | <p>公社が行う金銭貸付業について、収益事業として税務申告書の提出が必要か否かを税務の専門家に相談し、対応を検討すべきである。</p> | 検討中 | <p>専門家に相談しながら、対応を検討中。</p> | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |
| 39 | 意見 | R4 | 169 | <p>債権の回収（一般社団法人石川県農業開発公社）</p> <p>当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。</p> <p>また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。</p> | 相続財産清算人の選任の検討 | <p>令和元年度に死去した酪農家（X氏とする）に対する債権は、相続人が相続放棄したことで、債権回収が滞っている。県若しくは公社は相続財産清算人の選任について検討し、債権処理を進めるべきである。</p> | 不措置 | <p>X氏の河北潟干拓地外に所在する担保対象不動産については、X氏の生前から使用者があり、当該不動産を処分する際の交渉相手となる。以前、土地の売却に難色を示されているが、交渉を継続し、売却のめどが立った時期に相続財産清算人の選任を検討することとしたい。</p> | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |
| 40 | 意見 | R4 | 170 | <p>債権の請求処理（一般社団法人石川県農業開発公社）</p> <p>当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。</p> <p>また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。</p> | 県債権の請求書発行 | <p>県が有している債権の請求書が35年ほど発行されていない。県債権の請求書発行について、法律専門家と対応を協議し、対応を決定すべきである。</p> | 検討中 | <p>消滅時効の期限が到来しており、今から請求書を発行するのは困難である。債務者が死亡しすべての相続人が相続放棄するなど、回収が困難となった場合に相続財産清算人を選任し不納欠損処理を行うことを検討。</p> | 農林水産部 | 畜産振興・防疫対策課 |